

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

(検査監督課)

七七^{ページ}

告 示

道路の区域変更

(道路維持課)

七八

規 則

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八号

岐阜県農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県農業協同組合法施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第二百十六号)の一部を次のように改正する。

別記第二十号様式添付書類中第四号を削り、第五号を第四号とする。

別記第二十二号様式添付書類中「及び陸揚の確保に必要の陸揚設備設置申請書」を削る。

別記第二十七号様式添付書類第四号を削る。

別記第二十八号様式添付書類第三号を削る。

別記第二十九号様式添付書類第四号を削る。

別記第三十号様式添付書類を削る。

別記第三十一号様式添付書類中「及び陸揚の確保に必要の陸揚設備設置申請書」を削る。

別記第三十二号様式添付書類第三号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 六 百 六 十 六 号
令 和 八 年 三 月 三 日
(火曜日)

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日
金曜日)

発 行

(休日
に当たる
ときは翌日)

令 和 八 年 三 月 三 日

告 示

岐阜県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 黒屋 野井線		本巣市北野宮裏二一九番一地从先から	前 A	五〇 一八・二	八五・一	A B 及び関係する敷地面積の表示を分ける。
		岐阜市下西郷三文田一七番一地从先まで				
		本巣市北野宮裏二一九番一地从先から	後 A	五〇 一八・二	八五・一	
		岐阜市小西郷三丁目一三番地先から				
		同 市下西郷五丁目一七九番一地从先まで	後 B	二五 四七・〇	三六・二	

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年三月三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和八年三月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 本山 東線		揖斐郡揖斐川町谷汲積字寺山一〇五五番一地从先から	前	九四 三三・九	一〇四・五	
		同 郡 同 町 同 一 の 二 字 北 山 一 〇 二 八 番 一 の 二 の 二 地 先 まで	後	二七 二六・三	一〇四・五	

令和八年三月三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社